

大正三年の帝国大学令改正案と東京帝国大学

——奥田文政下の学制改革問題——

館

昭

三八

目次

はじめに

一 奥田文相と学制改革問題

1 第一次山本内閣の成立と奥田文相の登場

2 高等中学校令施行無期延期

3 四帝大総長総更迭

4 教育調査会設立

二 大正初年の高等教育界と東京帝国大学評議会

1 商科大学設置問題

2 学年改正及び法科大学・高等学校の修業年限短縮問題

三 帝国大学令及び同官制改正案

1 帝国大学令改正案

2 帝国大学官制改正案

3 帝国大学令改正問題と「単科大学令案」

あとがき

はじめに

学制改革問題は、明治一九年森文政下の帝国大学令等一連の諸学校令の制定に胚胎⁽¹⁾し、民間にあっては明治二四年の伊沢修二の国家教育社大会における演説に、政策的には同二七年の井上文相による高等学

校令の制定に⁽³⁾、さらに明治三二年の帝国議会场裡への登場に顕現⁽⁴⁾して以来、大正六年寺内内閣岡田文相の下での臨時教育会議の開設、同七年大学令の制定による「一応の決着」をみるに至るまで、実に四半世紀の長きにわたって「朝野の間に唱へられ」「我が教育界を騒がし⁽⁵⁾」、歴代文部大臣をしてこれが解決に苦慮せしめた大問題であった。

この学制改革問題の推移と論点に関しては松浦鎮次郎が「最後の学制改革」(大正一一年)において最初の整理を行った。つまり、初期には帝国大学卒業までの修業年限短縮、中学校に直接接続する「低級大学」設立と、これに関連した高等(中)学校の存廃を主要な論争点とし、大正期にはこれに官立総合大学たる帝国大学の他に単科大学、私・公立大学を認めるか否かの問題が加わった。政策的には明治二十七年の井上文相による高等中学校の専門学部を中心とする高等学校への改組と「失敗」、明治三二年の菊池文相による専門中学校令の制定、明治末の小松原文相による年限短縮を主眼とする高等中学校令の制定、さらに大正二年奥田文相によるその無期延期化という動向の後、大正三年以降の一木文相の大学校令案、高田文相の大学校令案等、公・私立、単科大学を包含する学制案の時期にはいり、第一次大戦をはさんで大正七年、臨時教育會議の答申にもとづく大学令の制定をもつてその決着、「最後の学制改革」とみるのである。

松浦はこの中で奥田文政期に関して、奥田による高等中学校令の無期延期化に触れた後、以下のごとく述べている。「そこで奥田文相自身の場合はというと、格別まとまった事はなかった。先づ高等教育會議を廃して、臨時教育調査会を設置し、樺山伯を総裁に推して蓋を開けたが、格別何事も為さず、唯法科大学の修業年限四年を三年とした事と、各直轄学校入学の時期を改めて、九月を四月とした事と、此の二つ位に過ぎなかった。」

さらにこうした学制改革問題の把握、従って奥田文政に対するこの評価は、松浦自身が中心となって編纂した『明治以降教育制度発達

史」の中の「学制改革問題」に引き継がれ、資料的裏付けを与えられた形になった。戦前最高水準の大学史たる大久保利謙の『日本の大史』も、この『発達史』を底本とし、奥田文政について同種の評価を行っている。

さらに、戦後、臨時教育會議とそこにいたる経緯の詳細な研究や、日本の高等教育制度・政策史を含む画期的な教育百年史が公けにされたが、これらの中では奥田文相はわずかに高等中学校令の無期延期者として登場するにすぎない。

しかし、今回大正三年の東京帝国大学評議會記録中より発見された「帝国大学令改正案」及び「帝国大学官制改正案」の存在は、こうした旧来の奥田文政の学制改革問題への取り組みの評価に修正を迫るものと言えよう。後述するように同令第一条すなわち帝国大学の目的規定の改正さえをも含む本改正案は、奥田文政の学制改革問題に対する並々ならぬ取り組みを示しているからである。

以下、本小論では山本内閣の成立により奥田義人が文部大臣に就任し(大正二年二月)、いわゆる四帝大総長総更迭によって山川健次郎を東京帝国大学総長に据えて以降、奥田が文部大臣より内務大臣に転じ(大正三年三月)、やがて山本内閣そのものの瓦解に至るまで、主に東京帝国大学とのかかわりあいの中で、またそれとのかかわりあいを持つ範囲で、奥田文政下の学制改革問題について考察する。

一 奥田文相と学制改革問題

1 第一次山本内閣の成立と奥田文相の登場

大正期は嵐とともに明けた。日露戦後の恐慌は外債利払と輸出不振とによる入超から正貨危機にまで進み、明治四四年八月に成立した第二次西園寺内閣はかつての政友会の積極政策を一転して行財政整理を公約として掲げなければならなかった。一方、辛亥革命を機に陸軍は強硬な大陸膨張と軍拡の要求を抱き、ここに第二次西園寺内閣は「大陸膨張と軍拡をめざして勢力挽回をはかる陸軍と、正貨危機から財政緊縮をめざす大蔵省財界の対立」¹²を基本とする対立状況のもとに置かれることとなった。

大正元年一二月、陸相の単独辞職、後任難から西園寺内閣は総辞職に追い込まれ、陸軍の意を体した第三次桂内閣が成立する。しかしこの桂内閣は「閥族打破、憲政擁護」を叫ぶ民衆の包囲のもとに、発足後わずか二カ月に満たずして崩壊した。我国「議会上空前の紛擾」¹³、世に言う「大正政変」の勃発である。

ここに海軍を背景に、政友会を与党として、商業会議所の支持を得て第一次山本権兵衛内閣が成立する。山本内閣は上記三勢力の政策要求「(一)海軍拡、(二)電話交換拡張および港湾修築補助、(三)減税」¹⁴を実行する上からも第二次西園寺政友会内閣以来の課題である行財政整理を強力に遂行する必要に迫られていたのである。

また日露戦後の社会状況は学制改革問題を新たな局面にまで押し上

げていた。学制改革問題は明治二十年代後半に顕在化してより、井上文政による高等学校令(明治二七年)、樺山文政による私立学校令(明治三二年)、菊池文政による専門学校令(明治三六年)等によって過渡的改革がなされて来たものの、高等教育制度を安定的に整備する統一的法体系を生み出すに至らず日露戦後を迎えていたのである。

つまり戦後の一時的好況の余波の残る明治四〇年三月の牧野文政による小学校令改正、尋常小学校修業年限の二年延長・義務教育六年の完成は国民教育の基礎を固め、「統いて中等および高等教育制度の改革問題」を「表面化」¹⁵させる契機となった。さらに四〇年を前後する東北及び九州両帝国大学の設立経緯は学制改革問題に新たな争点を与えることになった。つまり、元来帝国大学をもって唯一「大学」とする所以はその水準とともに総合制にあった。¹⁶しかるに福岡に設立した医科大学を九州帝国大学工科大学の設立まで京都帝国大学福岡医科大学とし、東北帝国大学にいたっては札幌在の農科大学(札幌農学校を昇格)をもってその一分科とすることによってかろうじて総合制の体裁を整えたが、実際上は単科の「大学」を一時にせよ設立したことになった。さらに明治四二年の東京高等商業学校の専攻科廃止、東京帝国大学法科大学に商業学科開設という事件をめぐるいわゆる申西事件の波紋や、私・公立大学の大学昇格を目指す大きなうねりは、あるいは高等師範学校廃止論となり、あるいは帝国大学法科特権廃止論となって世論を沸かせ、「帝国大学令改正に関する建議案」¹⁷(明治四二年)、「帝国学制案」¹⁸「学制改革に関する建議案」等となって議会議場へまでも出現して来っていた。

しかし、この日露戦後の高等教育制度をめぐる新しい事態に対応し得る政策主体は山本内閣、奥田文政以前には存在すべくもなかった。

小松原文政（第二次桂内閣）は前記申酉事件を引き起し、高等学校段階での年限短縮の的を絞った高等中学校令の強引な公布（明治四四年）はその施行に多大の困難を残した。それに続く、ともに「伴食」と呼ばれた長谷場（第一次西園寺）¹⁹、柴田（第三次桂）¹⁹両文政にもその能力も、時間も無かった（いずれも短命内閣）と言わなければならぬ。

上記行財政整理、文政においては学制整備の両課題を担った山本内閣のもとに登場したのが文部大臣奥田義人、その人であった。奥田は「山本内閣の智囊」と目され「文部大臣は伴食でなければならぬという規則のある訳でもないが、これまで伴食といふことに相場の定まり、……歴代無能無勢力であった。処が伴食であるべき筈の奥田義人が、山本内閣の参謀長として内閣の枢機に与って居るのは奇²⁰」とされた。

奥田は明治一七年東京大学法学部卒業後直ちに太政官御用係に任官、農商務畑から特許局長にのぼり、さらに内閣官報局長、衆議院書記官長、拓殖務次官、農商務次官、文部次官（総務長官）、法制局長官等を歴任、明治三五年官を辞して野に下った。後、鳥取市より挙げられて衆議院議員に当選すること二回、その間も宮中顧問官になるなど官界との接触を断たなかった。また中央大学とは東京法学院時代から関係をもち、明治四五年以来その学長の座にあった。また東京帝国大学法科大学で親屬法、相続法の講師を務めていた。

奥田は山本内閣の課題とされた行政整理に論を持つる人物であっ

た。奥田は第四次伊藤内閣時代、法制局長官として行政調査会及財政調査会に呈示すべき要綱の作成に当り、成案を次の第一次桂内閣に提出したが、明治三五年奥田が官を辞したのも、この案が入れられなかったことが一因していると言われる²²。

さらに文部次官時代（樺山文政）私立学校令や教育基金令等の制定に当り「文部省八ヶ年計画」を作成するなどの教育行政手腕、帝国大学と私立「大学」双方にまたがる経験、これらが奥田をして前記の課題をかかえた山本内閣の文部大臣・「参謀長」に適任ならしめていたのである²³。

当時、奥田の文部大臣就任を世論もまた挙げて歓迎した。それは「文相といえれば伴食²⁴」といわれた時代に「久し振りに教育上に識見あり経験ある大臣²⁵」の登場であり、彼が「官学の出身にして、私立大学の経営者たる関係」上、私学関係者の期待もまた大きかった故であった²⁶。

2 高等中学校令施行無期延期

奥田文相就任早々の大仕事は高等中学校令の施行の是非であった。小松原文相が明治四三年四月高等教育会議に諮問した高等中学校令案は高等学校大学予科を廃し、これを文科、理科の高等普通教育機関となし、これに中学校四年修了生を入学せしめることによってこの間の修業年限を一年縮め、さらに公立の七年制高等中学校を認めることによってその拡大を計らんとするものであった。しかし修業年限の短縮にともなう学力低下を恐れる声高く、高等教育会議、樞密院を通過し

て実際に公布された高等中学校令は、中学校五ヵ年卒業を入学資格とし、修業年限二年半、官立のみ二〇校をもってこれに当てるといふのであった。

修業年限二年半とは、高等教育会議委員渡辺渡の提案によるとされ、以下の構想にもとづく。「当時中学校の学年始は四月であり帝国大学及高等学校大学予科の学年始は九月であったから、中学校卒業者が大学予科に入学するまでの間には約半年の空隙があり、……尋常小学校卒業後帝国大学に入るまでには実際八箇年半を要した⁽²⁷⁾。そこで渡辺案は高等中学校の学年始を四月にし、その修業年限を二年半とすれば上記の八年半は七年半に減じ、高校半年の減少は暑中休暇の短縮等の工夫をもって補うというものであった。

こうすると高等中学校の学年後期には最上級生が不在という現象が起きるが、こうした変則をあえて成し、高等(中)学校の八校から二十校への増設をすべて官立で遂行するという高等中学校令は、後、長谷場、牧野、柴田とめまぐるしく更迭した文政のもとで十分な準備もないままに、施行期日の「明治四六年」即ち大正二年四月一日を目前にひかえていたのであった。

奥田は大正二年二月二〇日の文部大臣就任後、直ちに施行延期案を作成し、枢密院の諮詢を経て、同年三月一四日高等中学校令中施行期日の条を改正し「本令施行ノ期日ハ文部大臣之ヲ定ム」とした。事実上の無期延期の決定であった。当時の世論中にも、本令の施行延期を準備不足を理由に支持するものが多かった⁽²⁸⁾。従ってこのことをもって奥田が学制改革問題解決に消極的だったと見る見方は当を得たものと

は言い難い。さらに、後に見るように奥田は修業年限短縮を一眼目とした、より抜本的な改革を構想していたのである。

奥田は山本内閣の断行した行政整理の「参謀長」として働く——それは当然文部省整理へも及んだが——一方、文政に関しても明治末以来のいくつかの懸案を解決して、学制改革問題に取り組む姿勢を見せた。その一つが「四帝大総長総更迭」であり、他の一つが高等教育会議に代えての教育調査会の設置である。

3 四帝大総長総更迭

「四帝大総長総更迭」とは、大正二年五月、東京帝国大学総長を桜井鏡二(事務取扱)から前九州帝大総長山川健次郎に、京都帝国大学総長を久原躬弦から前東北帝大総長沢柳政太郎に、さらに空席となる東北帝国大学総長を前広島高等師範学校校長北条時敏に、九州帝国大学総長を前実業学務局(行政整理で廃局)長真野文二にと、一挙に四帝国大学総長の更迭を断行した事件を指す。当時、帝国大学、とりわけ歴史を旧くする東京・京都の両帝国大学の総長選任は歴代文相にとっての難問となっていた。それには明治後期から大正初期にかけての大学の自治をめぐる動向が背景にある。

明治三年以来、東京帝国大学教授を中心とした対露強硬論を主張するグループがあった。後に「七博士」と呼ばれた彼等は、同三六年即時開戦説を核とした建議書を作成、公表し、文部当局の警戒するところとなった。越えて三七年二月には遂に日露戦争勃発、翌年六月講和まさに成らんとするに及んで戸水寛人を始めとする「七博士」グル

ープの活動が再び活発の度を深めた。この時政府（第一次桂内閣、久保田文相）は突如として戸水教授の休職を発令した。戸水の属する東京帝国大学法科大学を中心に抗議の運動が起り、さらに時の総長山川健次郎が帝国大学官制第二条の高等官進退に関する具状権を行使せざるの不明をもって辞職を願い出、文部当局これを受理するに及んで大学側の不満は一挙に爆発した。抗議は一躍全学化し、辞表を提出抗議するものは法科にとどまらず文、理、医科大学にも及び、さらに京都帝国大学法科大学教授の連袂辞職の動きさえ起った。⁽²⁹⁾山川辞職後兼任総長となった松井直吉は教授連の勧告によって辞職し、東京、京都兩帝国大学あげての抗議は遂に久保田文相を辞職に追い込み、事件の調停に努めた元総長浜尾新が総長に再任、翌年一月戸水が復職することによって事件はようやく落ち着いた。

このいわゆる戸水事件（帝大七博士事件）の評価は家永三郎が『大学の自由の歴史』（昭和三七年）において「しかし、この花々しい勝利にもかかわらず、大学側の主張する大学の自治が政府によって認められたというわけではなく、将来に向けてなんらかの言質が与えられたわけでもなかった。思うに、この事件で、大学自治、学問の自由の要求が貫徹した結果、大学の勝利に帰したとは断言しがたい。むしろ高級官僚の集団としての帝国大学のプレステージと、強硬外交論に共鳴する世間の俗論の支持との威力の前に、政府が屈伏の余儀なきにいたった、というのが真相なのではなからうか。この事件を契機として、大学自治制度に特別の進歩的改革が行なわれるにいたらなかったのも、そのように考えるならば、必ずしもふしぎではない。小野塚は、教

授、助教授の任免には、当該分科大学の意見を徴することがすでに慣習法を成していると言っているが、その慣習法を政府当局に正式に承認させるには、大正三年の京都帝国大学教授たちのたたかいはまたねばならなかったのである。」と述べ、「大正三年の京都帝大のたたかいは、すなわち沢柳事件であるが、これは文部省対大学の争いではなく、大学内部における総長対教授団の争いであつた」と定式化して以来、同様の見解が最近の研究書にまで引き継がれている。⁽³¹⁾

確かにこの事件は「ただちに自治制度に特別の進歩的改革」をもたらしたしなかつた——京大沢柳事件の場合ですら、その成果は一片の覚書にすぎないが——。しかし、それをもってこの事件が大学自治制度改革への重要なインパクトにならなかつたと考えたり、ましては「この事件ののち、大学自治をまもるたたいは、京都帝国大学にうけつがれていく」⁽³²⁾などと、これ以降の大学自治発達史において東京帝国大学と京都帝国大学の動きを切り離して考えることはまったくの誤りである。戸水事件が対露強硬論という「侵略主義」の主張を含み、一方沢柳事件が単なる人事問題として争われたために、両者を切り離して評価しようとする性向がそこにはうかがわれる。

沢柳事件に示された京都帝国大学における自治意識の高まりは、すでに『京都大学七十年史』によって指摘されているように、実は戸水事件後の東京帝国大学における教授の地位、総長の任免が文部省によって左右されるのを不当とする意見の高まりの影響のもとに成長したものであつた。⁽³³⁾

京都帝国大学では明治四〇年、創業期の総長木下広次が病気で辞職

の後、後任総長の選任が難航し、一時理工科大学長久原躬弦が総長事務取扱として任に当ったが、同年一〇月学習院御用係岡田良平が総長として乗り込んだ。岡田は「就任早々大に学内の紀綱を振肅せんとする態度を以て、教職員学生等に臨んだものだから、若い教授達とはソリが合わず³⁴⁾」「教授との小衝突を示すいくつかの挿話³⁵⁾」を残し、四一年第二次桂内閣成立を機に文部次官に転出し、しばらく総長を兼任したが、同年九月元東京帝国大学総長、元文部大臣、男爵菊池大麓の出場をおおいで、ようやくこれを治めた。「教授の中から総長を選挙し、文部大臣に上申する希望が生まれ、前総長事務取扱久原を総長にするようにとの陳情が行なわれていた」という状況のものであった。

この京都帝国大学における菊池の起用は、東京帝国大学における浜尾の起用と酷似している。浜尾もまた元東京帝国大学総長、元文部大臣、男爵であった。当時三宅雄二郎はこの両者の共通性をこう評している。「中でも（総長の）最も重要な用事は文部省との打合せである、総長に貫目あれば局長次官を初め大臣も聴く、或は首相も聴く、貫目が無ければ局長次官に遮らるゝこともある。其点に於て浜尾男も菊池男も都合がよい、学者一方よりは文部の官吏に納得すべき事が出来る³⁶⁾」。大学内部の選挙によるものもなく、かといって文部当局直結の行政官でも、文部当局の意のままになる小物学者でもない、いわゆる「教育界の元老³⁷⁾」による、当局と大学間の調停者の総長の時代をこの両者は代表していたのである。明治四四年、講演で日本の封建的家族制度を痛烈に批判した岡村司京都大学教授に対する「当時の総理桂太郎や文相小松原、京都帝大の官選総長菊池大麓らの間で、政治的配慮

を加えつつ行なわれた³⁸⁾」譴責処分は、この「調停者」総長の時代を象徴する事件であった。しかし「元老」の起用は、いつまでも可能なかではない。明治四四年浜尾が、同四五年菊池がそれぞれ枢密院顧問官に親任されると、この問題は再燃せざるを得なかった。京都帝大では四五年五月菊池が総長を辞任、久原が再度総長事務取扱を命ぜられ、一〇月総長に任命された。「しかしこれは、菊池の適当な後任者を得られなかったための暫定措置にすぎ³⁹⁾」なかった。

東京帝国大学では、当時の長谷場文相の懇請もあって、浜尾が暫時総長を兼任したが、総長と枢密院顧問官が果して兼任し得るのかという制度上の疑義も起り、四五年八月正式に辞表を提出してしまった。

この時総長に擬されたのが元東京帝国大学総長、戸水事件で辞職後、明治専門学校、ついで九州帝国大学の創業の事に当って福岡にあった山川健次郎、その人であった。しかし、この時第二次山川総長は実現しなかった。その原因は、先年の門司駅における御召列車失態事件での駅夫某の自殺に関する意見発表⁴⁰⁾から起った山川の不忠問題を種に「官僚派の一派⁴¹⁾」が山川総長再任をはばむ工作を文部当局に対して行ったことにあるとされる。結局東京帝国大学でも桜井鏡一を総長事務取扱とするという暫定処置を取らざるを得なかったのである。

しかし、ここで浜尾後任問題をめぐって起った注目すべき動きについて触れておこう。つまり総長「公選」を盛り込んだ帝国大学官制改正の動きがこの時期にあったのである。後日長谷場はこう述べている。「従来慣例としては文相がその権利を行使したること無く、大学総長が専ら部下教授の任免黜陟を行ったのである。併しながら総長任

免の衝に当るに於ては、勢い情実に因はれる虞有り、又た文相が任免の実権を握るに於ては、行政上の都合によりて学問の独立を侵害するの虞無を能はざるを以て、教授任免権を文相の手に復活するの利害得失は、一朝一夕に言い尽すことは出来ぬが、総長選任に就ては、吾輩が文部大臣たりし際に、大体大学評議員会の選挙権を認め、文部大臣と評議員会との合議に俟つ可き成案を得て、内閣に提出したので有るが、不幸増師案の爲めに内閣の顛覆となつて、遂に闇から闇に葬られて終つた⁽⁴³⁾。

その後文相は、第二次西園寺内閣の長谷場、牧野から、第三次桂内閣の柴田家門に交代した(明治四五年二月二日)が、この時東京帝国大学の教授有志が文部省の一部高等官と計り、総長問題にかかわつて文相に穂積陳重を推して奔走したと伝えられる⁽⁴⁴⁾。

さらに山本内閣が成立し、奥田が文相に就任した直後の『教育時論』(大正二年三月二五日)は以下のように報じている。「大学総長問題と直接に關係したる東京帝国大学官制改正案は、第二次西園寺内閣の制度整理局に提出せられたるも、決定を見るに至らずして同局は廃止の運命に遭遇し、柴田前文相に及びたるも総長は依然として決定せざりしを以て、此際奥田文相は同問題の解決に当らざるべからざる事となれり、而して大学教授多数の意見としては、教授を以て総長たらしむべしとの説有力なる模様なれば、結局官制改正案再び討議に上るに至るべし⁽⁴⁵⁾と。」

奥田はこうした事態のもとで、帝国大学総長の任命権を握る文相の地位にいたのである。そして本問題に対する奥田の解答が「四帝大

総長総更迭」であった。後に(三の二)見るように奥田文政下の官制改革中に総長公選につながる規定はない。奥田は再度「調停役」を自ら選定することによって、総長選任問題に関しては現行制度を維持しよう⁽⁴⁶⁾と意図したと考えられるのである。

世論は大旨この更迭に対して好意的であつたように見える。「……難懸案たる東京大学総長後任問題を解決すると共に、四帝国大学総長の総交迭⁽⁴⁷⁾を断行したり。その人選と配置との適否を暫く別問題とするも、奥田新文相の腕の冴え加減の鮮かさに至つては感服の外無し」(南木摩天楼「大学総長の総交迭」『太陽』大正二年六月一日 十九卷八号)

「四ヶの帝国大学は新たな総長を得たり。何れも適任適所なりとは一般の認むる所にして、我々亦これに同す。……遮莫我等は四総長新任に於て、一面新文相の手腕を認むる」(「新帝国大学総長」(時事寓感)『教育時論』大正二年五月一日 一〇二一号)

ともあれ、ここに東京帝国大学にとつては第二次山川総長時代が開始され、これより大正九年九月までの長きにわたり在任したこの山川のもとで、大正期の大学制度改革の波を東京帝国大学は乗り切つて行くこととなった。それは「能吏」として外から乗り込んで、いわば必然的な歴史的大学自治事件を引き起し、早々に京都を去るに至つた沢柳と、あまりにも鮮かな対照をなすものであつた。

4 教育調査会設立

続いて奥田は、これ又懸案たる学制改革問題解決のための「有力なる教育調査機関」設立の問題に取り組んだ。そもそも学制改革のため

の調査機関設立の議は学制改革問題とともに起り、明治二十九年の高等教育会議の設置もそれへの一定の対応であった。

明治三二年、学制改革同志会の結成に象徴される学制改革運動昂揚の中で第一四議會貴衆兩院に「学制改革調査会設置に関する建議案」⁽⁴⁶⁾が提出された際、当時の奥田文部次官（樺山文政）は、この高等教育会議あるをもって特別の調査機関必要なしと、この要求をはねつけていた。⁽⁴⁷⁾しかし高等教育会議は学制改革問題に関しては目立った成果をあげることなく、本章第一節でのべた明治末以来の「学制調査問題再発」期を迎えていたのである。⁽⁴⁸⁾

大正元年になると前ハーバード大学総長C・W・エリオットが来日し、その日本教育の画一主義を批判する論説が公表され、意見書が枢密院顧問官有志等に配布されたなる噂が流れるや、⁽⁴⁹⁾それは学制改革問題を学制改革論者のみでなく、「何事も翻訳説にあらざれば、真理は窺はれざるが如く思ひ」「西洋人の言といへば之に注意し、之によりて覚醒せらるゝ」「我が国の学者識者」「衆俗」⁽⁵⁰⁾の関心にのぼらせる効果をもった。

明けて大正二年一月、来る三〇議會に「貴族院側より内閣直屬の大規模学制調査機関設立の建議を提出」といった噂の乱れ飛ぶ中で、元文部次官（久保田文政）、貴族院議員木場貞長は『教育時論』第一千号に「文部省以外に教育調査機関を設くるの議」なる論考を掲げた。その主旨とするところは、所管大臣がしばしば更迭し、さらに内務、大藏兩省、法制局、枢密院に狭まれてその権限弱く、学制改革の業に当る力無き文部省の外に、司法省に対する法典調査会の存置を例とし

て、力強きこと陸軍における「参謀本部」のごとき機関を設けよというものであった。「第一流の声望家」を総裁にあおぎ、副総裁二名中の一名を文部大臣をもって当て、その下に参議官及び貴衆兩院議員、在野教育家等よりなる員外参議官を配し、「大事の場合又は議論の終結し難き場合等には総裁の裁定権を保留」しておくことによつて必ず成案を得て、「上奏裁可を仰ぎ文部大臣に移して之を執行せしむる」という強力さが要請されたのである。

折から山本内閣の存亡をかけた予算案のかかっている第三〇議會貴族院において松平康平、山田春三、木場貞長提出の「教育調査機関設置の建議」がまさに出されんとした時、奥田は機先を制するように予算案中に教育調査機関費一万五千円を計上、建議提出の前々日の三月一七日、弁護士法中改正案が上程された際、江木千之の大学制度改革の質問に答えて、その設立を明言したのであった。⁽⁵³⁾

かくて木場の建議は可決に至ったものの腰砕けに終り、奥田は自己の指導性のもとで教育調査会の編成に取り組んだ。大正二年六月一三日教育調査会官制公布、同三〇日には委員全員の人選を発表、⁽⁵⁴⁾ここに高等教育會議に代えて教育調査会が設置された。総裁に超大臣級の人物、海軍、内務、文部大臣の歴任者樺山資紀をいただし、奥田自ら副総裁に就任、「高等教育會議議員に多数を集めたる文部省直轄学校職員より、全然委員を任命せ」ず「広く委員を枢密院、貴族院、衆議員、実業界、私立学校等の各方面より推薦」⁽⁵⁵⁾して、人的構成においては学制改革論者の意見を入れ、しかし権限においてはこれを文部大臣の監督の下に置き、退けた。⁽⁵⁷⁾世論はこれを見て「少なからず失望」し、⁽⁵⁸⁾

また若干の期待をもって迎えた。⁽⁵⁹⁾

かくて奥田は高等中学校令施行を無期延期とし、帝国大学総長問題に小康を与え、教育調査会を新に組織して、学制改革問題の処理に当たったのである。

二 大正初年の高等教育界と東京帝国大学評議会

1 商科大学設置問題

奥田文政下の学制改革問題論議の中心は、言うまでもなく前記(一)の4)の教育調査会であった。同調査会への奥田文政時代の諮問事項は下記の五件であった。(一)教育基金令改正ニ関スル件(二)帝国大学高等学校及官立専門学校学年開始変更ニ関スル件(三)帝国大学法科大学修業年限短縮ニ関スル件(四)商業学校規程改正ノ件(五)地方学事通則改正ニ関スル件。このうち可決に至ったのは実に学制改革の一端たる(二)直轄学校学年開始変更(九月→四月)(三)法科大学修業年限短縮(四年→三年)の二件のみであった。⁽⁶¹⁾

しかし奥田文政が推進していた学制改革への取り組みは、教育調査会に諮問されたこれら事項のみにはとどまらなかった。調査会発足以来、その調査に付された、あるいは付されるべく文部当局によって調査中と報じられた事項は多い。この中で『教育時論』大正二年一月一五日号に掲載されたものを紹介すると、(一)法科大学学制問題(法科大学の修業年限短縮)。(二)高等学校年限短縮(高等学校修業年限三年を二年に短縮、高等学校、大学の学年開始を四月に繰上げ、それによって法科にし

て二年半、他科にして一年半の年限短縮をはかる)。(三)商科大学設置(高等商業学校の組織を変更し、大学の商科に併合し、之を法科大学より独立)。(四)高等師範学校廃止。(五)私学待遇如何(単科大学制度を認め、帝国大学と同一の待遇を与える。それには私立大学が修業年限等の水準を向上させるのが条件)。

この中で(一)及び(二)のうちの学年開始繰上のみが実際に教育調査会に諮問されたことになるが、後に詳しく述べるように(二)の高等学校年限短縮に関しては帝国大学総長会議を通じて、(三)に関しては直接に東京帝国大学評議会に事実上の諮問がなされている。また教育調査会に諮られた事項についても、同評議会はそれ以前に審議を行っているところからみると、奥田文相は同調査会に諮る以前に、関係直轄学校長等に事実上諮問し、その解答を得て後、同調査会に諮問を行ったと考えられる。従って教育調査会の審議にかけるに至らずに奥田退陣を迎えることになった学制改革諸案が当然に存在したのである。

奥田は前述したように教育調査会より文部省直轄学校職員を全く排除したが、このことは「是等の学校関係者の意見をば、決して不必要と認めたる結果にあらず。否大に参考とすべき価値あるを信ずるものなれども、大学総長若くは直轄学校長等の意見は、校長会議其他に於て、文部大臣は随時に聴取する機会を有するを以て、特に調査会員たらしむるを避けたるに過ぎず」と明言していた。奥田はこの通りを実行したし、又そうすることなしには法科大学修業年限短縮のごときは、とうてい実現不可能であった。かくして東京帝国大学評議会は、奥田文政の推し進める学制改革問題に深いかかわりあいを持つに至っ

たのである。

大正二年七月一日の東京帝国大学評議会は文部大臣より諮詢の件につき協議している。評議会記録にはこれが何に関する諮詢だったかについての記載はないが、それがいわゆる商科大学設置問題であったことは想像するに難くない。⁽⁶⁴⁾ さらに一〇月二十九日の臨時評議会は総長より諮詢の商科大学設置に関する左案を審議し、原案通り可決した。

- 一 本大学法科大学ノ経済科并ニ商業科ヲ同大学商科大学ニ移スコト
- 一 本大学商科大学ニ商業専門科ヲ附属セシムルコト
- 一 現ニ東京商業学校専攻科ニ在学スル学生ハ之ヲ本大学商科大学ニ移シ其卒業迄東京高等商業学校従前ノ規則ニ依リ修業セシムルコト但シ学生ノ志望ニヨリテハ直ニ商科大学商業科学生ニ引キ直スコト
- 一 商科大学ノ修業年限ハ三年トスルコト
- 一 商科大学商業科ニハ高等学校卒業者ノ外商業専門科及高等商業学校ノ卒業者ニ本科生トシテ入学ヲ許可スルコト但シ毎年収容スル高等学校卒業者ト商業専門科并ニ高等商業学校卒業者トノ部合ヲ定ムルコト

そもそも商科（業）大学問題は東京高等商業学校の大学昇格運動に端を発する。本運動は明治三三年の商議員渋沢栄一の還暦・授爵祝賀会の席上での渋沢自身の演説中「此の商業学校をして大学の位置にまで進めたい」の一言をもって嚆矢と言われる。⁽⁶⁵⁾ 議会場裡では明治四〇年の第二三議会における根本正他の提出になる「商科大学設置の建議案」の衆議院における可決、同議貴族院における「商業教育に関する建議」（商業に関する大学程度の教育機関の設立を求める）の可決⁽⁶⁶⁾を始めとして、続く二四議会衆議院での「商科大学設立の建議」可決⁽⁶⁷⁾

さらに明治四二年、二五議会では根本が商科大学設立に関する質問を試み、政府答弁が慎重調査中とするのを遺憾として「商科大学に関する建議」を可決と、建議を重ね、その勢いは無視し難いものになっていった。

こうした状況の中で、当時の文相小松原英太郎は東京帝国大学の法科大学内に商業学科を設置、一方東京高等商業学校の専攻部（修業二カ年で学士の称号を与えた）を廃止という挙に出たためいわゆる「申西事件」を引き起した。その間の経緯は『一橋五十年史』、『一橋大学百年史』、『一橋大学年譜』等に詳しいのでこれらに譲るが、結局学生総退学という事態にたちいたり、渋沢栄一や中野武管らの努力によって東京高商の専攻部存続、一方東京帝大法科大学の商業学科も開設（明治四二年六月）という結果で、一時小康を得たのであった。

それが再度問題化したのがこの時であった。奥田は教育調査会委員早川千吉郎等の実業家側より建議されこの問題の解決に乗り出したと言われる。⁽⁷²⁾ この時期には、むしろ東京帝大法科大学の商業学科が目下教員養成中といったこともあって学生が集まらず（表1参照）、その廃止説が流れていた。⁽⁷³⁾ 東京帝国大学評議会が上記決議を行った後の大正二年一月五日の『教育時論』は、猶も「高商を帝大の一分科として商科大学を特設するは文相が、実業家多年の宿望を容れて決定せし所なりと云ふ⁽⁷⁴⁾」といった、東京高商側を主体とした商科大学設立の観測を流している。しかし奥田は、東京帝国大学評議会の決定、つまり商科大学は東京帝大法科大学中の経済学科及び商業学科を独立させてこれに当て、東京高等商業学校はこれの附属とする、高商専攻科はこれ

を廢すという線で事を進めた。これによって惹起された反対運動とその経緯については再び『一橋五十年史』等に譲る。が、この問題の終期については一言付言しておく必要があるだろう。『一橋五十年史』

等は、それを同年二月一〇日の奥田文相による提案撤回に置いている。しかし後(三の二)に述べるように、翌年三月三日・一〇日の両日東京帝国大学評議会において逐条審議された「帝国大学官制改正案」は東京高等商業学校を東京帝国大学商科大学附属とすることを既定のこととして作成されていた(三条及び附則)。時あたかも東京高等商業学校の「研究部臨時大会」において「渋沢栄一、中野武宮の両商議員を招聘して先年の商業大学問題についての尽力に対して深甚なる感謝」の会を開いていた(三月一八日)、その時期のことであった。本

問題の実際上の終期は、奥田文相が司法大臣に転出し、やがて山本内閣そのものが崩壊したその時だったと言わなければならないだろう。

(表1) 法科大学入学志願者及び入学者の推移

| 年度 | 明治42 | 43 | 44 | 大正1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-----|------|----|----|-----|---|----|----|----|
| 志願者 | 22 | 10 | 11 | 16 | 6 | 51 | 46 | 54 |
| 入学者 | 22 | 10 | 11 | 13 | 1 | 51 | 42 | 54 |

(『文部省年報』より作成)

猶、この高等商業学校を商科大学附属とする条項に対して、東京帝国大学評議会が「本学ニ必要ナシ」と決議したことは注目に値する。この後同学は東京商業高等学校の存廃・所属問題と関係なく、商科大学独立の意向を固め、その動きは大正八年の経済学部新設へと接続するのである。

2 学年改正及び法科大学・高等学校の修業年限短縮問題

学制改革問題中、その発端より終始一貫した主要論点は修業年限短縮問題である。小松原文政下に公布され、奥田の手によって施行延期となった高等中学校令も、その解決を主要なねらいの一つにしていた。高等中学校令案が初め中学校における一年間の短縮(四年修了者で高等中学校へ入れる)を意図し、高等中学校の学年四月開始、修業年限二年半を結果したことは前述(一の二)した。奥田案は、この学年始期の九月より四月への操上げを大学にまで及ぼし、高等学校の修業年限をさらに半年短縮して二カ年としようとするものであった。また東京帝国大学では明治三一年以来、京都帝国大学では同四〇年以来、法科大学の修業年限が四年に引き上げられ、医科を除く他科より一カ年、私立諸「大学」より数カ年の開きを生じていた。これが法科大学卒業生の特権(高等文官試験予備試験免除、判検事弁護士無試験資格授与)廃止問題とからまって議論となっていた。奥田はこれを旧に復せしめる案を推進したのであった。学年始期改正及び法科大学・高等学校の年限短縮、これが奥田文政の修業年限短縮案であった。これが実現されれば、もし高等中学校令が施行されていた場合より法科でさらに一年半、他科でもさらに半年の年限短縮が実行されることになる。

奥田は、これらの件に関して、教育調査会の議に付す以前に、四帝国大学総長会議を開き各帝国大学の意見を徴したと推測される。大正二年一月一〇日の東京帝国大学評議会は旧来九月より開始されてい

た帝国大学の学年を四月開始に改める件につき審議し、これを「異議ナク可決」している。

さらに同月一八日には第二回の「四大学総長会議」が開かれ、同日の東京帝国大学評議会は左記の七項について審議を行った。

- 一 法科大学ノ修業年限ヲ三ヶ年ニ短縮スルコト
 - 二 大学ノ学年ヲ四月ヨリ始ムルコト、ナスコト
 - 三 大学ノ講座制ヲ廃止スルコト
 - 四 各分科大学教授ヲ帝国大学教授トスルコト
 - 五 高等学校ノ修業年限ヲ二ヶ年トスルコト
- 但シ医科志望者ニ関シテハ従来ノ通三ヶ年トスルコト
(学年ハ四月ヨリ始ムルモノトス)

- 六 高等学校中第一、第四、第八ノ三校ヲ以テ専ラ東京帝国大学ニ入学セントスル者ヲ收容スル学校トシ第三第六ノ二校ヲ以テ専ラ京都帝国大学ニ入学セントスル者ヲ收容スル学校トシ第二高等学校ハ之ヲ東北大学附属予科トシ九州ニ在ル高等学校ハ之ヲ九州帝国大学附属予科トスルコト
- 七 帝国大学令中ニ分科大学ノ修業年限及入学資格ヲ明ニ規定スルコト

審議は主に第五項、すなわち高等学校の年限短縮の可否について行われ、その結果全会一致でこれを否決した。そして第一項に関しては単に意見を徴するにとどめ、すでに前回可決している第二項以外を「宿題」としたのである。

第一項は法科大学教授会の議に附すべき事項であった。法科大学では本件に関して大正二年一月一四日、総長臨席のもとで臨時教授会を開き、修業年限短縮案を二六人中一四対一二の小差で可決決定してゐた。

第三、四、七項は帝国大学令の改正に繋がる事項であり、後(三の1)に見る帝国大学令改正案中に盛り込まれており、第六項は同じく(三の2)帝国大学官制改正案中に盛り込まれており、審議はそこに継続された。特に第六項に関しては、従来「奥田は高等学校大学予科を……各帝国大学に直接分属する大学予備校と為さんとする意見を抱いて居た」と言われて来たが、その方針が推進されようと言われていたことが知れるのである。

さて、一月二六日に開催された教育調査会に附議されたのは、帝国大学法科大学の年限短縮案と直轄学校の入学期変更の二件のみであった。高等学校年限短縮案が附議されなかったのは帝国大学側の反対にもとずくと考えられる。上記二件は特別委員会に附託され、「議論沸騰」の末、一月一七日の総会において全会一致をもって可決されたのである。

猶、翌日の教育調査会特別委員会は「官私立大学生待遇を同一にすべし、との建議案」の一部である「高等文官、判検事、弁護士、及外交官試験に就ては、官私立大学生平等に受験せしむる事の条項」に関して左記の決議を全会一致で可決した。

決議

行政官、司法官、弁護士は其出身官公私立の区別奈何に拘らず、一定の法律に依り考試して其就職の資格を与ふるを相当とす。而して試験方法に至っては十分の改善を加ふるの要ありと認む。

これは法科大学の特権廃止に対応する決議であり、当時法制局長官を委員長として審議中であつた各種試験改正の委員会の調査と対をな

すものであった。

かくして、奥田の考案した修業年限短縮案は、高等学校の年限短縮を除いて実現へと向ったのである。

三 帝国大学令及び同官制改正案

1 帝国大学令改正案

越えて大正十二年二月一〇日、東京帝国大学評議会は帝国大学令改正案の逐条審議にはいり、この審議は同月二四日、三月三日の三回にわたった。さらに三月三日、一〇日の両日には帝国大学官制改正案についても逐条審議を行ったのである。

本節では帝国大学令改正案とその審議結果を掲げ検討を加え、帝国大学官制改正案については次節で考察することとする。

帝国大学令（改正案）

第一条 帝国大学ハ高等ナル學術技芸ヲ教授シ及其蘊奥ヲ攻究スルヲ以テ目的トス

第二条 帝国大学ハ大学院及数箇ノ分科大学ヲ以テ構成ス大学院ハ學術技芸ノ研究ヲ指導シ分科大学ハ學術技芸ヲ教授スル所トス

第三条 分科大学ノ修業年限ハ三箇年トス但シ医科大学ニ在テハ四箇年トス

第四条 分科大学ニ入学スルコトヲ得ル者ハ高等学校又ハ修業年限二箇年以上ノ帝国大学附属予科ヲ卒業シタル者若クハ之ト同等以上ト検定セラレタル者タルヘシ

第五条 分科大学ノ学科ヲ卒ヘ定規ノ試験ヲ経タル者ニハ学士ノ称号ヲ与フ

第六条 分科大学ノ卒業若クハ之ト同等ノ学力ヲ有スルモノニシテ五箇年

大正三年の帝国大学令改正案と東京帝国大学

以上大学院ニ入り學術技芸ヲ研究シ定規ノ試験ヲ経タルモノ及論文ヲ提出シテ分科大学教授会ノ審査ヲ経タル者ニハ博士ノ称号ヲ与フ

前項ノ外學術上效績アル者ニ対シテハ教授会ノ決議ヲ経テ博士ノ称号ヲ与フルコトヲ得

第七条 帝国大学ニ評議會ヲ置ク

評議會ハ各分科大学長及各分科大学ノ教授各一名ヲ以テ會員トス

帝国大学総長ハ評議會ヲ召集シ其ノ議長トナル

第八条 教授ニシテ評議員タルモノハ各分科大学毎ニ教授ノ互選ニ依リ文部大臣ノヲ命ス

前項ノ評議員ハ三箇年ヲ以テ任期トス但シ満期ノ後再選セラレ、コトヲ得

第九条 評議會ハ左ノ事項ヲ審議ス

一、各分科大学ニ於ケル学科ノ設置廢止ノ件

二、大学内部ノ制規但シ勅令又ハ省令ヲ発スルノ必要アルモノハ其建議案

三、其ノ他文部大臣又ハ帝国大学総長ヨリ諮詢ノ件

評議會ハ高等教育ニ関スル事項ニ付其ノ意見ヲ文部大臣ニ建議スルコトヲ得

第十条 各分科大学ニ教授会ヲ設ケ教授ヲ以テ會員トス

分科大学長ハ教授会ヲ召集シ其ノ議長トナル

第十一条 教授会ハ左ノ事項ヲ審議ス

一、分科大学ノ学科課程ニ関スル件

二、学生試験ノ件

三、博士称号授与ノ件

四、其ノ他文部大臣又ハ帝国大学総長ヨリ諮詢ノ件

第十二条 分科大学長ハ必要アリト認ムルトキハ教授ノ外助教授又ハ囑託講師ヲ教授会ニ列席セシムルコトヲ得

第十三条 帝国大学ニ功勞アリ又ハ學術上效績アル者ニ対シ勅旨ニ由リ又ハ

文部大臣ノ奏薦ニ由リ名誉教授ノ名称ヲ与フルコトアルヘシ

第十四条 帝国大学分科大学ノ種類及各分科大学開設ノ期日ハ文部大臣之ヲ

定ム

(審議結果)

第一条 改正ノ必要ヲ認メス

第二条 同上

第三条 大学令ヨリ撤去スルコト

第四条 同上

第五条 現在ノ儘ナルモ改正セラル、モ何レニテモ差支ナキコト

但農科ハ改正案ニ賛成

第六条 称号ヲ学位トスルコト

第七条 異議ナシ

第八条 文部大臣トアルヲ帝国大学総長ニ改ムルコト

第九条 評議會ハ高等教育云々トアル高等ノ二字ヲ削除スルコト

第十条 異議ナシ

第十一条 同上

第十二条 同上

第十三条 「又ハ文部大臣ノ奏薦ニ由リ」ノ十二字ヲ削ルコト

第十四条 期日ハノ下ニ「当該帝国大学ニ諮詢シテ」ノ十一字ヲ加フルコト

(以上二月二十四日)

第十四条 帝国大学分科大学ノ種類ハ別ニ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

各分科大学開設ノ期日ハ当該帝国大学ニ諮詢シテ文部大臣之ヲ定

ム (以上三月三日)

本帝国大学令改正案に關して、まず注目されるのは第一条の帝国大学の目的規定である。ここには帝国大学令発布(明治一九年)以来帝国大学を特徴づけ、教次の同令改正においても触れられることなく、大

正七年の大学令に引き継がれた「國家ノ須要ニ応スル」の一句がない(帝国大学令第一条 帝国大学ハ國家ノ須要ニ応スル學術技芸ヲ教授シ及其蘊奥ヲ攷究スルヲ以テ目的トス)。単に「高等ナル」とされている。従来、政府作成の大学令案等で「國家ノ須要ナル」の文句がとれたのは一木文政下の大学校令案をもつて嚆矢とされているから、本案の存在はそれ以前に先立つ。さらに、大学校令案が帝国大学と別系統の「大学」を認めようとする案であったのに対し、本案は帝国大学令そのものの改正案であるから、さらに画期的なものと言えよう。ここに大正政変の影響を見るべきであろうか。もつとも東京帝国大学評議會はこの改正を必要なしとして退けたのであるが。

第二条は当時の帝国大学令が分科大学に關し「分科大学ハ法科大学医科大學工科大學……」(九条)と列挙していたのに対して、単に「大学院及數箇ノ分科大学ヲ以テ構成ス」とした。これは帝国大学をもつて官立総合大學であることを明示したものと見えよう。また帝国大学令は「大学院ハ學術技芸ノ蘊奥ヲ攷究シ分科大学ハ學術技芸ノ理論及應用ヲ教授スル所」(二条)とし、一方教授、助教授の所屬を分科大学としていた(一一条)ことから、とかく大学院生のみが研究し、教授等が研究の主体でないように読めるとの批判があつた。改正案は大学院を學術技芸の「研究ヲ指導」する所とし、教授、助教授らの所屬を帝国大学そのものに移し(官制改正案 二条 次節参照)たことと合せて、当問題の解決をはかったものと言えよう。

第三条は旧來帝国大学令中に規定なく、なかば分科大学にまかされていた修業年限を同令の規定事項にするもので、修業年限短縮問題と

の関連がうかがわれる。なお、医科を四年としているが、これも実際上帝国大学医科大学は四年半の課程となっていたから、実施されれば半年の短縮となった。

第四条の帝国大学入学資格に関しても、旧来は規定がなかった。また大学予科課程を二年とする意図がすべり込まれている。

第五条の入学資格、六条の大学院の修業年限、称号の名称(博士)もまた旧来は規定のなかった事項である。第七、九条の評議会関係事項はほぼ従来のままであるが、八条では講座制廃止を前提に評議会の審議事項から「講座ノ種類ニ付諮詢ノ件」(帝国大学令八条二項)を落し、「学位授与ノ件」(同令八条四項)を教授会権限に降ろしている。

第一〇、一二条の教授会関係事項での改正は、教授会の審議事項中、旧来学位に関しては授与資格の審査に限られていたものが「博士称号授与」にまで拡大したにとどまる。十三条の名誉教授規定は新出。第十四条は帝国大学の分科大学の種類を勅令事項から文部大臣権限に移し、開設期日も大臣権限としている。さらに総長・分科大学長権限を官制事項に降ろした点等に特色がみられる。

本案各条に対して東京帝国大学評議会は、帝国大学目的変更は不要(二条)、分科大学修業年限及び入学資格を帝国大学令に規定することには反対(三、四条)、博士称号は学位であること(六条)、教授より互選した評議員は文部大臣ではなく総長の任命とすること(八条)、評議会の文部大臣への建議権を高等教育から教育一般にまで拡大すること(九条)、名誉教授称号授与は文部大臣の奏薦にはよらないこと(一二条)、分科大学の種類に関しては文部大臣の権限ではなく勅令による

こと、開設期日については帝国大学への諮詢を要すること(二、四、九条等)の変更を求める決議を行った。総じて文部大臣の権限強化、あるいは現状維持的条項を問題として、帝国大学の権限の維持、拡大を指向していると言えよう。

2 帝国大学官制改正案

次に帝国大学官制改正案の検討にうつらう。大正三年二月二四日の評議会は、官制改正にかかわって「官制ハ各大学個別ニ制定スルコト」、「講座制ハ之ヲ存置シ講座俸ハ廃止スルコト」の二件を官制案逐条審議に先き立って決議した。続く三月三日、一〇日の両日にわたって審議されたのが左案である。審議結果とともに左に記す。

帝国大学官制(改正案)

第一条 帝国大学ハ東京帝国大学京都帝国大学東北帝国大学及九州帝国大学トス

第二条 帝国大学ニ左ノ職員ヲ置ク

総長

教授

助教授

書記官又ハ事務官

学生監

助手

書記

第三条 総長ハ勅任トス文部大臣ノ監督ヲ承ケ帝国大学ヲ総轄シ所屬職員ヲ

統督ス

総長ハ高等官ノ進退ニ関シテハ文部大臣ニ具狀シ判任官ニ関シテハ之ヲ專行ス

第四条 教授ハ奏任又ハ勅任トス各分科大学ニ分属シ学生ヲ教授シ其ノ研究ヲ指導ス

第五条 助教授ハ奏任トス各分科大学ニ分属シ教授ヲ助ケテ授業及実験ニ從事ス

第六条 書記官ハ奏任トス総長ノ命ヲ承ケ庶務會計ヲ掌理ス
事務官ハ奏任トス上官ノ命ヲ承ケ庶務會計ヲ分掌ス

第七条 学生監ハ帝国大学高等官ノ中ヨリ之ニ兼任ス
学生監ハ総長ノ命ヲ承ケ学生ノ取締ニ関スル事ヲ掌ル

第八条 助手ハ判任トス各分科大学ニ分属シ教授助教授ノ指揮ヲ承ケ學術技芸ニ関スル職務ニ服ス

第九条 書記ハ判任トス上官ノ命ヲ承ケ庶務會計ニ從事ス
第十条 第二条職員ノ外東京帝国大学及京都帝国大学ニ司書官及司書ヲ置ク

司書官ハ奏任トス上官ノ命ヲ承ケ附属図書館ニ於ケル図書館記録及閲覧ニ関スル事務ヲ掌理ス

司書ハ判任トス上官ノ命ヲ承ケ附属図書館ニ於ケル図書館記録ノ整理保存及閲覧ニ関スル事務ニ從事ス

第十一条 教授中其ノ大学所設ノ某学科ヲ担任スヘキ者ヲ得サル場合ニ於テハ若ハ総長ニ於テ臨時ニ囑託セル講師ヲシテ其ノ学科ノ授業ヲ担任セシムルコトヲ得

第十二条 各分科大学ニ学長ヲ置キ教授ヨリ文部大臣之ヲ補ス
分科大学長ハ総長監督ノ下ニ於テ各其ノ分科大学ノ事務ヲ掌理ス

第十三条 東京帝国大学京都帝国大学及九州帝国大学ノ医科大学ノ附属医院ニ医院長ヲ置キ医科大学ノ教授ヨリ文部大臣之ヲ補ス
医院長ハ総長監督ノ下ニ於テ医院ノ事務ヲ掌理ス

第十四条 東京帝国大学医科大学附属医院薬局ニ薬局長ヲ置キ医科大学ノ教授助教授ヨリ文部大臣之ヲ補ス

薬局長ハ総長監督ノ下ニ於テ医院薬局ノ事務ヲ掌理ス
第十五条 京都帝国大学及九州帝国大学ノ医科大学ノ附属医院ニ薬局長ヲ置ク奏任トス

薬局長ハ総長監督ノ下ニ於テ医院薬局ノ事務ヲ掌理ス
第十六条 京都帝国大学及九州帝国大学ノ医科大学ノ附属医院ニ薬剤手ヲ置ク判任トス

薬剤手ハ薬局長ノ指揮ヲ承ケ医院薬局ニ関スル職務ニ服ス
第十七条 東京帝国大学理科大学附属東京天文台ニ天文台長ヲ置キ理科大学ノ教授ヨリ文部大臣之ヲ補ス

第十八条 東京帝国大学理科大学附属臨海実験所ニ臨海実験所長ヲ置キ理科大学ノ教授助教授ヨリ文部大臣之ヲ補ス

臨海実験所長ハ総長監督ノ下ニ於テ臨海実験所ノ事務ヲ掌理ス
第十九条 東京帝国大学理科大学附属植物園ニ植物園長ヲ置キ理科大学ノ教授助教授ヨリ文部大臣之ヲ補ス

植物園長ハ総長監督ノ下ニ於テ植物園ノ事務ヲ掌理ス
第二十条 東京帝国大学農科大学附属演習林ニ演習林長ヲ置キ農科大学ノ教授助教授ヨリ文部大臣之ヲ補ス

演習林長ハ総長監督ノ下ニ於テ演習林ノ事務ヲ掌理ス
第二十一条 東京帝国大学農科大学附属農場ニ農場長ヲ置キ農科大学ノ教授助教授ヨリ文部大臣之ヲ補ス

農場長ハ総長監督ノ下ニ於テ農場ノ事務ヲ掌理ス
第二十二条 東京帝国大学商科大学ニ高等商業学校ヲ附属セシメ教授助教授ヲ置ク

教授ハ奏任トシ助教授ハ判任トス生徒ノ教育ヲ掌ル

第二十三条 東北帝国大学ニ医学専門部及工学専門部ヲ附属セシメ教授助教ヲ置ク

教授ハ奏任トシ助教授ハ判任トス生徒ノ教育ヲ掌ル

医学専門部及工学専門部ニ主事及生徒監一人ヲ置キ専門部教授ヨリ文部大臣之ヲ補ス

専門部主事ハ総長ノ命ヲ承ケ専門部ノ事務ヲ掌理シ職員ヲ監督ス

生徒監ハ専門部主事ノ指揮ヲ承ケ生徒ノ訓育ヲ掌ル

第二十四条 東北帝国大学及九州帝国大学ニ予科ヲ附属セシメ教授助教ヲ置ク

教授ハ奏任トシ助教授ハ判任トス生徒ノ教育ヲ掌ル

予科ニ主事及生徒監各一人ヲ置キ予科教授ヨリ文部大臣之ヲ補ス

予科主事ハ総長ノ命ヲ承ケ予科ノ事務ヲ掌理シ職員ヲ監督ス

生徒監ハ予科主事ノ指揮ヲ承ケ生徒ノ訓育ヲ掌ル

第二十五条 東京帝国大学農科大学附属農業教員養成所ニ農業教員養成所主事ヲ置キ農科大学ノ教授助教授ヨリ文部大臣之ヲ補ス

農業教員養成所主事ハ農科大学長監督ノ下ニ於テ農業教員養成所ノ事務ヲ掌理ス

第二十六条 東京帝国大学及京都帝国大学ノ附属図書館ニ図書館長ヲ置キ教授助教授又ハ司書官ヨリ文部大臣之ヲ補ス

図書館長ハ総長監督ノ下ニ於テ図書館ノ事務ヲ掌理ス

第二十七条 第十一条ノ規定ハ附属高等商業学校医専部工専部及予科ニ関シ之ヲ準用ス

附 則

本令ハ大正三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

東京帝国大学官制京都帝国大学官制東北帝国大学官制及九州帝国大学官制ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ廃止ス

大正三年の帝国大学令改正案と東京帝国大学

本令施行日ヨリ東京高等商業学校ハ東京帝国大学商科大学附属高等商業学校トシ第二高等学校ハ東北帝国大学附属予科トシ第五高等学校ハ九州帝国大学附属予科トス但シ現ニ東京高等商業学校専攻部ニ在学スル生徒ハ之ヲ東京帝国大学商科大学ニ編入ス

本令施行ノ際東京高等商業学校教授ニシテ東京帝国大学商科大学附属高等商業学校教授ニ任セラレタル者第二高等学校教授ニシテ東北帝国大学予科教授ニ任セラレタル者及第五高等学校教授ニシテ九州帝国大学予科教授ニ任セラレタル者ニ関シテハ高等官官等俸給令第十条第四項ノ適用ニ付前官ノ在職年数ヲ通算ス

(審議結果)

第一条 削除ノコト

第二条 東京帝国大学ニ左ノ職員ヲ置ク

総長

教授

助教授

書記官

事務官

学生監

司書官

技師

書記

司書

技手

但史料編纂官及史料編纂補ノ件ハ後廻ハントシ助手ノ件ハ総長ニ一任スルコト

第三条 第一項「勅任トス」トアルヲ實際勅任官又ハ親任官トナスコト

第四條 第二項ヲ左ノ通改メ左ノ第三項ヲ加フルコト
 教授ハ各分科大学ニ置ク所ノ講座ヲ担任シ學術ヲ研究シ學生ヲ教授シ其研
 究ヲ指導ス

教授ハ學術研究上ノ都合ニ依リ講座ヲ担任セサルコトアルヘシ

第五條 「実験」トアルヲ「研究」ニ改ムルコト

第六條 異議ナシ

第七條 第一項ヲ削リ第二項學生監ノ次ニ「奏任トス」ノ四字ヲ加フルコト

第八條 異議ナシ

第九條 異議ナシ

第十條 第一項ヲ削ルコト

第十一條 「若ハ総長ニ於テ臨時ニ囑託セル」ノ文字ヲ削リ「授業」トアル
 ヲ「講座」ニ改ムルコト但字句ハ総長ノ意見 現帝国大学令第十二條（必要ア
 ル場合ニ於テハ帝国大学総長ハ講師ヲ囑託スルコトヲ得）ノ趣旨ノ一條ヲ
 総長ニ於テ適當ト認メラル、位置ニ挿入セラル、コト

(以上三月三日)

第十二條 学長ハ教授ノ互選ト為シ任期ハ三ヶ年トスルコト

第二項「学務ヲ掌理ス」トアルヲ「事ヲ掌ル」ニ改ムルコト

第十三條 異議ナシ

第十四條 薬局長ハ医院長監督ノ下ニ於テト改ムルコト

第十五條 削除

第十六條 薬剤手ヲ置キ適當ノ位置ニ挿入スルコト

第十七條 異議ナシ

第十八條 異議ナシ

第十九條 同上

第二十條 農科大学附属演習林ニ演習林長一人主事四人ヲ置キ農科大学教授

助教授ヨリ文部大臣之ヲ補ス

演習林長ハ総長監督ノ下ニ於テ演習林事務ヲ掌理ス

主事ハ総長監督ノ下ニ於テ演習林長ヲ輔ケ演習林ノ事務ヲ分掌ス

附農科大学附属演習林ノ事業ノ整理進展ヲ為サシムル為農科大学ニ左ノ職
 員ヲ置ク

演習林技師 専任五人奏任

演習林技手 専任十八人判任

演習林書記 専任八人判任

右ノ一ヶ条ヲ適宜ノ位置ニ追加スルコト

第二十一條 異議ナシ

第二十二條

第二十三條 本学ニ必要ナシ

第二十四條

第二十五條 異議ナシ

第二十六條 異議ナシ

第二十七條 本学ニ必要ナシ

附則ハ附議セラレス

一 史料編纂掛文科大学ノ附属トシ編纂官編纂官補書記及掛長一人ヲ総長監
 督ノ下ニ置クコト

一 看護婦ノ判任ニ進ムルノ途ヲ開キ医科大学附属病院ノ職員ト為スコト

一 講座制ト講座俸トノ關係ニ就キ更ニ協議ノ上去二月二十四日決議ノ通講
 座俸ヲ廃スルコトニ決ス (以上三月十日)

まず本官制案の一大特色は、これまで各帝国大学ごと個別に官制が
 定められていた(明治三〇年京都帝国大学設立以来)のに対して、四帝国
 大学を包括する一つの官制案となっている点にある。これには行政整
 理的な指向が感じられる。前述したように、東京帝国大学評議会は逐

条審議に先立ってこれを否決した。従つて逐条審議は東京帝国大学関係事項に対してのみ行なわれたのである。

評議會では政府案が教授・助教等旧来分科大学職員とされて来たものを帝国大学職員とすることを可としまた政府案の人員整理的意図に反して、帝国大学職員中に技術要員(技師、技手)を含めるよう要求してゐる(二条)。三条に関して評議會は総長に親任官へ昇る道を与えるよう要求しているが、こうした案は従来よりあり、総長選任難の一因はその地位待遇にあると言われていたのである。政府案の講座制廃止を前提とした規定に対しては、二月二四日の決議にもとづき講座制を維持した規定を対置させており、さらに「教授ハ……學術ヲ研究シ」と規定して教授が研究の主体であることの明記が意図された(四条)。

第一二条では評議會が分科大学長の互選を打ち出し、注目される。第二二条の東京帝国大学に高等商業学校を附属せしむる規定を「本学ニ必要ナシ」としている点については前(二の一)に述べた。

附則に関しては評議會は審議を行っていないが、前節でみた各高等学校を個々の帝国大学の所屬とする構想が、第二高等学校(東北帝国大学予科)と第五高等学校(九州帝国大学予科)に限って官制案レベルまで検討されていたことが知れる。また東京高等商業学校の帝国大学商科大学への併合形態もはっきり示されている点が注目されよう。

以上二節にわたつて、帝国大学令及び同官制改正案の内容を紹介し検討して来た。これらを通じて言えることは、奥田文政が帝国大学を官立総合大学として整備しようとしていたこと、そこには行政整理的指向がからんでいたこと、修業年限の短縮に留意したこと、そして帝

国大学職員の人事権に関しては徹底的に現行を維持し、各領域で文部大臣権限を拡大し、勅令による枠付けを強化しようとした点等である。その一方、東京帝国大学評議會は、これの審議を通じて旧来の権限を守り、さらに自治拡大の要求を盛り込もうと意図したと言えよう。

3 帝国大学令改正問題と「単科大学令案」

以上、帝国大学令及び同官制案の特徴について述べて来た。本節では、さらに、この時期に帝国大学令の包括的な改正案が準備されたことと、その大学法制史上、学制改革問題史上の意義を明らかにしたい。

そもそも帝国大学令は森文政時代の明治一九年三月發布以来、同三年の分科大学種別の追加(農科大学)、さらに井上文政下の明治二五、六年の管理組織大幅変更(評議官一名の互選制、教授会の法制化等)、講座制の導入、一部条項の官制への移譲等、若干の改正は行なわれたものの、根本的な改変は受けずに大正の初頭に至っていた。しかし、条文上の改正の有無にかかわらず、帝国大学制度そのものは構造的な変化を引き起しており、それが学制改革問題に大きな影響を及ぼしていた。

つまり帝国大学令は当初、東京の帝国大学一校を支配すべく生み出され、明治三〇年に京都帝国大学が設立されると、それをも包摂する規定となり、さらにこの時期までに東北、九州の両帝国大学が生れることによつて、いわば官立総合大学——その総合制もずい分あやしげなものとなっていたが——の包括規定となっていた。

にもかかわらず、同令は小学校令や中学校令等と基本的に異なる構

造を持つていた。つまり小学校令、中学校令、専門学校令はともにも国立公立いずれの学校をも包括する規定であったの対し、帝国大学令は官立総合大学たる帝国大学のみを支配する規定にとどまっていたのである。(このことは高等学校令についても言える。)私・公立の高等教育機関の昇格運動が力を得、帝国大学以外の官立高等教育機関の大学昇格への動きが活発化するようになると、早晩帝国大学令の改正問題が議論の俎上に上らざるを得なかつたのである。

議会場裡では、明治四二年第二五議會、同四三年第二六議會衆議院に藤沢元造他提出になる左記のような建議案が提出されて⁽⁹⁰⁾いる。

帝国大学令改正に関する建議案

現今の帝国大学令は各分科の綜合大学のみを認めて一分科の独立大学を認めず国立大学のみを認めて官公私立の大学を認めず是れ學術の進運を防護し教育の發達を阻害するの甚しきものなり依りて速に之か改正を為し一科分立の大学も亦之を許し且官公私立を通して適用し得る様大学令を改正せられむことを望む

右建議す

これは旧來の修業年限短縮問題とは別に、新たに帝国大学令改正によつてその適用範圍を単科あるいは公私立大学にまで広げることがを求めめる學制改革問題の新展開への画期をなすものであった。そして、この時期にこうした意見が有力になつた背景には先に(一の1)に述べたように、新設の東北、九州両帝国大学の設立事情があつた。東北帝国大学は明治四〇年に設置の勅令が公布されたが、この時存在したのは札幌農學校を昇格させた札幌の農科大学のみで、仙台の理科大学の開設はやつと四三年の末であつた。以降札幌の農科大学は北海道帝国大

学として独立し医学部を設置する(大正八年)まで、仙台の理科大学は医科大学開設(大正四年)まで事実上単科大学として存在したのである。また九州帝国大学の場合は、明治三六年福岡に医科大学を京都帝国大学福岡医科大学として開設、明治四三年工科大学とともに九州帝国大学となるまで、事実上単科大学として存続させていた。前述の建議はこうした事実のもとに、帝国大学令の適用範圍を拡大する改正を要求するものであつた。

奥田が、私公立、単科大学を認める方向で勅令の整備を考慮した際も、これを帝国大学令の改正による適用範圍拡大——帝国大学と他の官立、公私立大学を同一勅令支配のもとにおく——によつてするか、帝国大学令とは別に、いわゆる「単科大学令」「私立大学令」とも俗稱されたを公布することによるのかの選択を迫られた。大正三年早の『教育時論』は、文部当局がこれを後者によらうと決した旨の報道を流して⁽⁹¹⁾いる。

単科大学案内

文部省より教育調査会に提案せんとする単科大学案は、現行帝国大学令には何等の關係なく、単行法を以て公布する由にて、其内容は官公私立大学にして基礎鞏固なるものに対し、一定の条件の下に単科制度を許可し、以て多年の宿題たる官私待遇を平等になさんとするにありて、……

この記事に限らず、この時期に文部当局が「単科大学令案」の作成に取り組んでいたことを示す記事は多い。奥田は、一方で帝国大学以外の官公私立大学を認める「単科大学令案」を構想し、その一方で帝国大学令を官立総合大学の規定としてより「整備」されたものに改正

しようとした。これが前節、前々節で検討して来た帝国大学令及び帝国大学官制案だつたと考えられるのである。この二勅令並立の構想は、大正七年の大学令の制定によって帝国大学令がいわばその下位勅令となつたことと合せ考えると、その過渡的——一木、高田案につながる——意義がより明らかになるだろう。

奥田は大正三年三月六日松田司法大臣の死後兼任（大正二年二月一日）していた司法大臣に専任し、文部大臣の職を去つた。この転任の原因には二説ある。その一つは学制改革問題に行き詰つての遁走、他の一つは折から起つたシーメンス事件により重要性の増加した司法大臣職へ請われての専任である。確かに奥田の学制改革案は順調に実現に向かつていたとは言えないが、しかしそれは遁走を必要とするほどの状況であつたらうか。ともあれ文相は大岡育造に交代、ほとんどかのシーメンス事件は山本内閣そのものを倒閣に追い込んだ。それとともに本帝国大学令改正案も一片の空文と化し、評議会記録中の片隅に埋もれた。

あとがき

以上、本小論は従来学制改革問題史において注目されることの少なかつた奥田文政時代について東京帝国大学評議会記録中より発見された奥田文政時代の帝国大学令及び同官制改正案を軸に、その再評価を試みて来た。こうして、奥田文政を明治期学制改革問題のいわば尾と見る従来の見方に対して、それをかの大正政変によって生れた第一次山本内閣の文相という歴史的位位置にふさはしく、大正期学制改革論の

頭として再評価してみると、さらに次の推論をたてる誘惑にかられざるを得ない。

つまり、従来、大正の学制改革論議の頭として疑われることなく位置づけられて来た、かの一木文相の大学校令案は、実は奥田文政下に帝国大学令改正案と対で準備されていた「単科大学（私立大学）令案」ではなかつた。少くとも、その立案作業の継続の結果ではないか、という推論である。

この推論に僅かながら傍証はある。大学（大学校）の目的規定に「国家ノ須要ニ応スル學術技芸」に代えて「高等ナル」（奥田案）「高等ノ」（二木案）という文言を用いている点の類似、奥田時代の本令は学位令とともに用意されていると言われていたが、一木案がやはり学位令改正案と組で提出された点などである。また文部次官（福原謙二郎）に交代がなかつたことは、立案作業の継続の可能性を暗示している。さらに、第二次大隈内閣のもとで一木喜徳郎が文相に就任したのが大正三年四月一六日、大学校令案が教育調査会に提出されたのが同年六月二〇日で、その間僅かに二ヵ月余であり、本案がこれまで主として内務畑を歩んで来て、特に学制改革問題に明るかつたとも思えない一木文相の作成になるものとは考え難いのである。

もとより、この推論に直接の証拠はない。しかし、いずれにしても従来 of 学制改革問題の研究は『明治以降教育制度発達史』に収録された資料に援けられ、またそれによって視角を規定されて来たように見える。新たな資料の発掘と、それを可能とする研究視角の確立が望まれる次第である。

註

- (1) 海後宗臣『日本教育小史』 昭和十五年 一八二頁
- (2) 大久保利謙『日本の大学』 昭和十八年 三五四頁
- (3) 同上 三五九頁
- (4) 久保田讓「学制改革の発端」(国民教育奨励会編『教育五十年史』大正一年) 一六三〜四頁
- (5) 大久保 前掲(2) 三五二頁
- (6) 国民教育奨励会 前掲(4) 二九五〜三一七頁
- (7) 同上 三〇四頁
- (8) 教育史編纂会編『明治以降教育制度発達史』四・五巻 昭和一三、一四年。奥田評価は五巻 一一八〜二頁
- (9) 大久保 前掲(2) 三六七頁
- (10) 海後宗臣編『臨時教育会議の研究』東京大学出版会 昭和三五年
- (11) 国立教育研究所『日本近代教育百年史』第四巻 教育研究振興会 昭和四九年
- (12) 坂野潤治「桂園内閣と大正政変」(『岩波講座日本歴史17 近代4』岩波書店 昭和五一年) 二九〇頁
- (13) 升味準之助『日本政党史論』第三巻 東京大学出版会 昭和四二年 一〇八頁
- (14) 坂野 前掲(12) 二〇九頁
- (15) 内田糺「明治後期の学制改革問題」(仲新監修『日本近代教育史』講談社 昭和四八年) 二〇九頁
- (16) 国立教育研究所 前掲(11) 一二四〜三〇頁
- (17) 安部磯雄編『帝国議会教育議事総覧』第二 昭和七年 三八八頁
- (18) 同上 第三 一七〜二五頁
- (19) 同内閣では長谷場が病気で辞任、一時農商務大臣牧野が文部大臣を兼任した。
- (20) 鶴崎鷺城「山本内閣の智囊」(『奥田文相論』『中央公論』大正二年六月 二八年七号) 五九頁
- (21) 岡田朋治「嗚呼奥田博士」大正一一年 一三六〜七頁
- (22) 鶴崎 前掲(20) 六〇頁。岡田 同上 二〇一頁
- (23) 山本と奥田のコンタクトは第四次伊藤・第一次桂内閣時代の台湾彩票発行問題で意見を同じくして以来のこととされている。(鶴崎 前掲(20) 六〇頁)
- (24) 三宅雪嶺「奥田文相」(『奥田文相論』前掲(20)) 五七頁
- (25) 「奥田文相に望む」(時評)『太陽』大正二年四月十九巻五号) 三一頁
- (26) 「新文相と私学」(時事彙報)『教育時論』大正二年三月五日 一〇〇四号) 四一頁
- (27) 教育史編纂会 前掲(8) 五巻 一一七八〜九頁
 嶺、高等中学校令の起案より公布までの叙述は同書(二二五〜八一頁)におとる。
- (28) 例えば「高等中学校令(その実施延期を望む)」(社説)『教育時論』大正二年三月五日 一〇〇四号) 一頁
- (29) 花見朔巳編『男爵山川先生伝』故男爵山川先生記念会 昭和一四年 一四〇〜一頁
- (30) 家永三郎『大学の自由の歴史』塙書房 昭和三七年 四二〜三頁
- (31) 例えば、伊ヶ崎暁生『大学の自治の歴史』新日出版社 昭和四〇年 二七〜三〇頁。国立教育研究所 前掲(11) 四巻 一二一九〜二〇頁(寺崎昌男執筆、一三二〜一三三頁(麻生誠執筆))
- (32) 伊ヶ崎 同上 三〇頁
- (33) 京都大学七十年史編集委員会編『京都大学七十年史』昭和四二年 五〇頁
- (34) 下村寿一『岡田良平』昭和一八年 八四頁
- (35) 京都大学七十年史編集委員会 前掲(33) 五〇頁 (例えば「曾て岡田良平が総長になった時、教授時間に各教室を見舞ったというので、総長は我々の教授振りを迄監視せんとするのが怪しからぬ振舞だといって憤慨し……」佐々木醒雪「両大学総長——浜尾総長と菊池総長」『中央公論』明治四三年 二五年四号 一六九頁)
- (36) 三宅雄二郎「東西両大学総長」(『浜尾総長と菊池総長』同上 一五四頁)
- (37) 同上 一五三頁

- (38) 国立教育研究所 前掲(11) 四卷 一一二頁
- (39) 京都大学七十年史編集委員会 前掲(33) 五三頁
- (40) 『福岡日日新聞』明治四四年二月二日(花見 前掲29) 二一〇、二二頁所収
- (41) 『大阪毎日新聞』大正元年八月九日(同上 二三三頁所収)
- (42) 花見 同上 一二二頁
- (43) 「長谷場前文相学制談」(時事彙報) 『教育時論』大正二年八月二五日 一〇二二頁 三一頁
- 猶、本官制改正案は当時の『教育時論』の伝えるところによれば以下のごときものであった。「改正案によれば、帝国大学総長は官名に非ずして一種の補職に過ぎず、故に総長は独立せる行政官たるの資格を失し、学長同様の事務官となり、総長の儘教授として講座を担当するを得べし、学長が分科教授会に於て推挙せらるゝが如く、総長は各分科の希望を比較的に実現し得る訳にて、所謂自治案に近きものたる也。」(帝国大学官制改正案)(時事彙報) 『教育時論』大正元年一〇月五日 九八九頁 三七頁
- (44) 「文相排斥運動」(時事彙報) 『教育時論』大正二年一月五日 九九八号 四三頁
- (45) 「帝国大学官制の改正」(時事彙報) 『教育時論』大正二年三月一日 一〇〇五号 三二、三三頁
- (46) 安倍 前掲(17) 九〇頁
- (47) 同上 一〇三頁
- (48) 『教育時論』(社説) 大正二年一月一日 九九九号 一頁
- (49) 「日本の教育制度」(時事彙報) 『教育時論』大正元年九月一日 九八七号 四三、四四頁。「エ博士の日本教育評」(時事彙報) 『教育時論』大正元年一月五日 九九二号 四五頁
- (50) 「エ博士と某氏」(時事彙報) 『教育時論』大正元年一月一日 九九三号 四二頁
- (51) 「エリオット博士の説」(時事彙報) 『教育時論』大正元年一月一日 九九二号 四五頁
- (52) 「学制調査機関」(『教育時論』大正元年一月一日 九九三号) 四

大正三年の帝国大学令改正案と東京帝国大学

- 六頁
- (53) 安倍 前掲(17) 一六四頁
- (54) 同上 一五九、一六七頁
- (55) 「教育調査会入選発表」(時事彙報) 『教育時論』大正二年七月五日 一〇一六号 三七頁
- (56) 「教育調査会問題」(『教育時論』大正二年七月一日 一〇一七号) 一八頁
- (57) 当時該調査機関の所屬、権限に関しては三説があった。つまり(一)「陛下直隸案」—組織権限を参謀本部に則り、全然政争政変以外に超越—秘密院、貴族院に賛成者多数、(二)「内閣直隸案」—法典調査会の如く、朝野各方面、殊に政府側は各省より有力なる委員を任命し、陸海軍、文部、通信、農商務各省の教育、訓練の統一連絡を計る—各方面に多数の賛成者、(三)「文部省直轄案」—現高等教育会議の規模拡張—文部省内に賛成者多数。「教育調査機関世説」(『教育時論』大正二年三月二五日 一〇〇六号) 三七頁
- (58) 「教育調査会」(社説) 『教育時論』大正二年七月一日 一〇一七号 一頁
- (59) 「教育調査会問題」前掲(56) 一八一、三二頁。猶、本記事は調査会に對する世論を収集している。
- (60) 文部省教育調査部『学制に関する諸調査会の審議経過』昭和二年 一一頁
- (61) 平原春好『日本教育行政研究序説』東京大学出版会 昭和四五年 三三九、四〇頁
- (62) 「学制諸問題解決近」(時事彙報) 『教育時論』大正二年一〇月一日 一〇二六号 一九頁
- (63) 「教育調査会問題」前掲(56) 一八頁
- (64) 同月中に奥田と沢沢栄一の会見が行なわれ、商業大学問題が勃発する
- (65) 東京商科大学一橋会『一橋五十年史』大正一四年 四七頁
- (66) 安倍 前掲(17) 三三四、三五頁
- (67) 同上 三四五、六頁

- (68) 同上 三八九〜九〇頁
- (69) 東京商科大学一橋会 前掲(65) 一〇七〜七九頁
- (70) 作道好男他編『一橋百年史』財界評論社 昭和五〇年三二六〜九二頁
- (71) 『一橋大学年譜』一 一橋大学 昭和五年 四五〜八頁
- (72) 『商科大学と当局』(時事彙報)『教育時論』大正二年一月一日 一〇二六頁 一九〜三〇頁
- (73) 法科大学では大正三年度より商科定員五十名に満たざる場合、高等学校及び学習院高等科卒業生の入学、転科、転学を許可する方針に決したが、この年より入学希望者が定員に達し、実施されなかった。
- (74) 『商科大学の争点』(時事彙報)『教育時論』大正二年一月五日 一〇二八頁 四〇頁
- (75) 東京商科大学一橋会 前掲(65) 一九三〜九頁
- (76) 同上 三〇三頁
- (77) 大正四年七月二日の評議会記録によれば、法科大学より商業及び経済学科を分離し、一分科大学を新設するための予算の計上(学長の補職給を五年度に行なうことに決している)。
- (78) 京都帝国大学法科大学は開設時は四年制をとり、明治三十六年の学科制廃止を期に三年制に改めていたが、同四〇年旧に復していた。『京都大学七十年史』前掲(33) 三四九〜五〇頁
- (79) 大正二年一月五日の『教育時論』(一〇三〇号 四五頁)中には、該三件に関して「頃日大学四総長と、文部当局との間に協議を開いた旨の記事がある。あるいは帝国大学総長会議の嚆矢かと思われる。
- (80) 『学制案の大勢』(内外雑纂)『教育時論』大正二年二月五日 一〇三二頁 二六頁
- (81) 教育史編纂会 前掲(8) 五卷 一一八二頁
- (82) 『学制新案附議』(時事彙報)『教育時論』大正二年二月五日 一〇三二頁 二六頁
- (83) 『教育調査諸案』(時事彙報)『教育時論』大正二年二月一日 一〇三三頁 三二頁
- (84) 『教育調査会』(時事彙報)『教育時論』大正三年一月一日 一〇三三頁
- (85) 四号) 六〇頁
- (86) 同上 六一頁
- (87) 『帝国特権廃止』(試験制度改正大会)『時事彙報』同上 六二頁
- (88) 実際に学年開始期が四月に改められたのは大正一〇年度からである。本案には「高等ノ學術技芸ヲ教授スル学校ハ本令ニ依リテ大学校ト為スヲ得ルコト」(教育史編纂会 前掲(8) 五卷 一一八三頁)と規定している。なおこれは専門学校令第一条の規定を生かしたものとされる。(海後 前掲(10) 五八三頁)
- (89) 『大学官制の改善』(時事彙報)『教育時論』大正元年九月五日 九八六号) 四四頁
- (90) 安倍 前掲(17) 三八八頁、前掲(18) 三七頁
- (91) 『教育時論』(時事彙報) 大正三年一月一日 三二頁
- 猶、文部当局は、帝国大学令とは別に公私立大学を支配する新大学令を制定するという構想をすでに長谷場文相時代に抱いていたと言われる。
- (92) 『新大学令問題』(時事彙報)『教育時論』明治四五年七月一日 九八一〜三五〜六頁
- (93) 『文部大臣の更迭』(社説)『教育時論』大正三年三月一日 一〇四一頁 一頁
- (94) 岡田朋治 前掲(21) 二〇六〜七頁
- (95) 『学位令改正か』(時事彙報)『教育時論』大正三年一月一日 一〇三六号) 三七頁
- (96) 一木は自伝『一木先生回顧録—一木喜徳郎自伝』昭和二九年 六〇〜一頁)中で、文部大臣就任事情について以下のごとく述べている。
- 「文相として(大隈内閣)入閣の交渉があったので、他にも相談した処『貴族院から一人も加はらぬと云ふことは今迄も無いことであるし、将来にも悪例を作ることになるから』とのことで承諾することになった。」
- 猶、本自伝では大学校令案については全く触れていない。
- (本小論中、評議会及び教授会の審議経緯の記述については、それぞれ『評議会記録』、『教授会記録』等による。)